

第一電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東廳警務局長

樺太廳警察部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

合 議 局 號 及 受 送 月									主 管 局 號 及 受 付 日 月
第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	第 九 號	
送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	

丙

案 起

昭 和 十 二 年 十 一 月 二 十 六 日

施 行

月 日

十 二 年 十 一 月 二 十 六 日

主 任



局 長

凶 書 課

長 官

事 務 官

理 事 官

三 十 二 年 十 一 月 二 十 六 日

警 保 局 凶 書 課 長

警 視 庁 検 閲 課 長

各 庁 亦 具 特 高 課 長 宛

新 聞 記 事 差 止 事 項 内 容 内 示 一 共 二 件

日	
第	第
號	號
送受	送受
月 月	月 月
日 日	日 日

本月二十四日附通牒、大本宮ト政府ト、連繫、

為、會談、内容、其スル記事差止、内示事項

左記、通、有之候

記

一記事差止、趣旨

大本宮ト政府ト、連繫、為、會談、内容

ニ関シ濫リニ揣摩臆測ヲ以テ云為レ或ハ事實

ヲ歪曲シテ報道セラルルニ於テハ對外關係上極メ

テ悪影響ヲ及ボシ又一面國論統一上極メ

重大ナル障害ヲ生ゼシムル虞アリト認メ記事差

止ヲ為シタルモノナリ

ニ記事取締ノ要矣

本差止ハ會談ノ内容ニシテ内閣書記官長發表

以外ノ事項ヲ取締ルモノニシテ 從ツテ 會同ノ日時、

場所、會談者等 會談ノ内容、アラザル事項ハ

特指不裁に限り

記事掲載 差支ナレ

尚大本宮ト政府トノ連繫ノ為、會談ニアラズレ

テ大本宮自体ニ於テ行ハルル各種會同等々ハ

畢ニ會同ノ事實ニ過キザルモノト虽モ陸海軍

者令ニ依リ記事取締ヲ要スルモノニ付注意ノコト

内務省

圖書課

事務官

理事官

印

大臣、次官、局長宛 報告案

記事差止ヲ為シタル理由（内閣情報部依頼）

大本営ト政府トノ連繫ノ為ノ会談ノ内容ニ关シ監視ニ揣摩臆

測ヲ以テ之為レ或ハ事實ヲ歪曲シテ報道スルニ於テハ対

外关系上極メテ悪影響ヲ及ボレ又一面國論統一上重大

ナレ障害ヲ生ゼシムニ虞アリト認メ記事善止ヲ爲シタリ

内務省

記事差止ヲ爲シタル理由（内閣情報部依頼）

大本營ト政府トノ連繫ノ爲ノ會談ノ内容ニ關シ濫リニ揣摩臆測ヲ以テ云爲シ或ハ事實ヲ歪曲シテ報導スルニ於テハ對外關係上極メテ惡影響ヲ及ボシ又一面國論統一上重大ナル障害ヲ生ゼシムル虞アリト認め記事差止ヲ爲シタリ

内務省



記事差止ヲ爲シタル理由（内閣情報部依頼）

大本營ト政府トノ連繫ノ爲ノ會談ノ内容ニ關シ濫リニ揣摩臆測ヲ以テ云爲シ或ハ事實ヲ歪曲シテ報導スルニ於テハ對外關係上極メテ惡影響ヲ及ボシ又一面國論統一上重大ナル障害ヲ生ゼシムル虞アリト認メ記事差止ヲ爲シタリ

差止（十二）第六九號

昭和十二年十一月廿四日

內務省警保局長

警視總監殿  
各廳府縣長官殿

新聞記事差止ニ關スル件

大本營ト政府トノ連繫ノ爲ノ會談ノ内容ニ關シテハ內閣書記官長發  
表以外一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各主要日刊社ニ示達相成  
度

差止（十二）第六九號

昭和十二年十一月廿四日

內務省警保局長

警視總監殿  
各廳府縣長官殿

新聞記事差止ニ關スル件

大本營ト政府トノ連繫ノ爲ノ會談ノ内容ニ關シテハ內閣書記官長發  
表以外一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各主要日刊社ニ示達相成  
度

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月 日 前後 時 分		
大阪府電話		月 日 前後 時 分		
愛知縣電話		月 日 前後 時 分		
各廳府縣(各殖民地)電報		月 日 前後 時 分		
東京遞信局電話		月 日 前後 時 分		

甲乙ノ種別

案起

昭和十二年十一月二十五日

付局受

月第

日號

局送

月 日

決判

月

日

文書課長

施行

11月

26日

移

主查 圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

本件ハ書回ニ依リ施行

相成可也哉

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監  
各廳府縣長官(除東京府知事) 一宛

新聞記事

取締

ニ關スル件

昭和八年十月二十六日附通牒ノ滿洲國ノ

70

内務省

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

七〇

交通等ニ関スル記事差止ニ付、密山、虎林

間ノ鉄道ハ来ル十二月一日ヨリ本管業ヲ

開始スル旨本月二十六日関係當局ヨリ發

表アル旨爲念

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ懇告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電) 各殖民地(報)		月 日 前後 時 分	

發信者名

受信年月日時

處分結果

関東局警務部長

昭和12年11月24日午後7時30分受

受信者名

決裁月日時

施行顛末

警保局長

月 日 前後 時 分 決裁

返信月日時  
受信者名  
月 日 前後 時 分  
取扱者印  
電話  
電報

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

明朝

措置可然哉

(電報譯文) (電話聽取書)

高檢 1100

滿蒙諸鐵道ニ関スル記事差止中

記帳濟 (印)

密山、克木間、鉄道ハ来ル十二月一日ヨリ

本営業ヲ開始スル旨本月廿六日関係

當局ヨリ發表スル筈。

三 一 〇 七

カントウキヨク 五九六 コ四、一九  
ケイホキヨクテウ

コケン四〇〇、マンモウシヨテツト ウニカンスルキジ サシトメ  
チウミツザン、コリンカンノテツト ウハキタルニツキ一ヒヨ  
リホンエイゲ ウヲカイシスルムネホンツキニ六ヒカンケイトウキ  
ヨクヨリハツピ ヨウアルハズ、五



コ六、五〇

サ



區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	秀木	11月29日 前 後 2時 5分	〇〇〇	憲兵司令部 (鈴木) 昭和二十一年十一月二十九日
大阪府電話		月 日 前 後 時 分		
愛知縣電話		月 日 前 後 時 分		
各府縣(各殖民地)電報		月 日 前 後 時 分		
東京遞信局電話	那口	月 日 前 後 時 分		

昭和二十一年十一月二十九日  
乙ノ種別

71

案起 昭和二十一年十一月二十九日 付局受 月第 日號 局送 月 日

決判 月 日 文書課長 施行 月 日

主査圖書課長 (大坪)  
警保局長  
事務官  
理事官

大臣  
次官

第一電報案  
警保局長名

年 月 日

警視總監  
各府縣長官 (除東京府知事) 宛

新聞記事差止一部解除ニ關スル件

本月十八日附通牒、近々第三圖、滿洲圖義談

七一

内務省

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

七一

アルヤニ関スル記事差止事項中伊太利ノ満洲

國美談ニ関スル事項ニ限リ本日午後八時ヲ

期

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東廳警務局長

樺太廳警察部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

元	香	石	<del>石</del>	宇	北	新	大	慶
島	川	川		城	海	學	良	分
(本)	(園)	(河)		(藤)	(田)	(宇)	(藤)	(後)
二	二	三		二	二	二	二	二
五	五	〇		〇	〇	五	五	五
〇	五	五		五	〇	五	五	〇

石川(字)

石川(字)

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	雲弘	12月2日 前夜 11時一分	右押 名	新川(石井) 12.30 所部
大阪府電話	山口	12月2日 前夜 11時50分		北村(石川) 12.15 (中田)
愛知縣電話	山本	12月2日 前夜 0時10分		石川(今井) 12.25 1.00
各廳府縣(各殖民地)電報	山本	12月2日 前夜 11時45分		金城(初島) 12.30 初島
東京遞信局電話	真	12月2日 前夜 11時2分		香川(香本) 1.15 (信)
				室屋(佐藤) (石川) 12.30

甲乙ノ種別

案起

72

決判

月

日

文書課長

施行

月

日

昭和二十二年十二月二日

付局受

月第

日號

局送

月

日

主查圖書課長

警保局長

事務官

理事官

大臣

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監  
各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事差止一部解除ニ關スル件

十一月十八日附通牒、近々第三國、滿洲國承認

七二

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

七二

アルヤコトスル記事差止事項中西班牙國ノ満

フランコ政府

洲國承認コトスル事項ニ限リ本日午後三時

ヲ期ス

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ未達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東廳警務局長

樺太廳警察部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

(R)

發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
2月3日 前 後 7時40分	[Seal]	警視總監 各廳府縣長官 各殖民地 東京週
2月3日 前 後 7時49分		
2月3日 前 後 8時10分		
2月3日 前 後 7時58分		
2月3日 前 後 7時58分		

甲乙ノ種別

案起 73

昭和十七年十一月三日

付局受

月第

日號

局送

月

日

決判 月 日 文書課長

施行

12月 6日 文書課長

主查 圖書課長 [Seal]

警保局長

事務官 [Seal]

理事官 [Seal]

大臣 次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監  
各廳府縣長官 (除東京府知事) 宛

新聞記事

差止

ニ關スル件

北支ニ於テ今後樹立セラルユトアルベキ新

區  
警視  
大阪  
愛知  
各廳府  
各殖民地  
東京週

三

内務省



議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

十二月四日午後二時五十分  
 東京府庁ハ外字紙ヲ除キ  
 (全社停止) (重要社)  
 地方紙ハ全社停止  
 他紙紙九ノ(重要社)

政権ニ关スル左記事項ニ付テハ之ヲ推知

シ得ル事<sup>(ガ如キ)</sup>項ト虽外務省發表以外

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ<sup>警告</sup>懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

(主要日刊社(外字紙ヲ除ク))

記

一、日本政府又ハ先官憲ガ之ニ于興シ居リ

ト為スガ如キ事項

二、新政権ニ關係アル支那要人ノ氏名

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

内務省

合議局及受送月

主管局號及受付月日

第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日

丙

起案

昭和十七年十二月六日

施行

月

日

局長

凶書

課長

大坪

事務官

四

理事官

百

差止内示第十九号

警保局凶書課長

警視庁 検閲課長  
宛  
右方并具特高課長

新聞記事差止事項、内宥内示ニ关スル件

主任

同

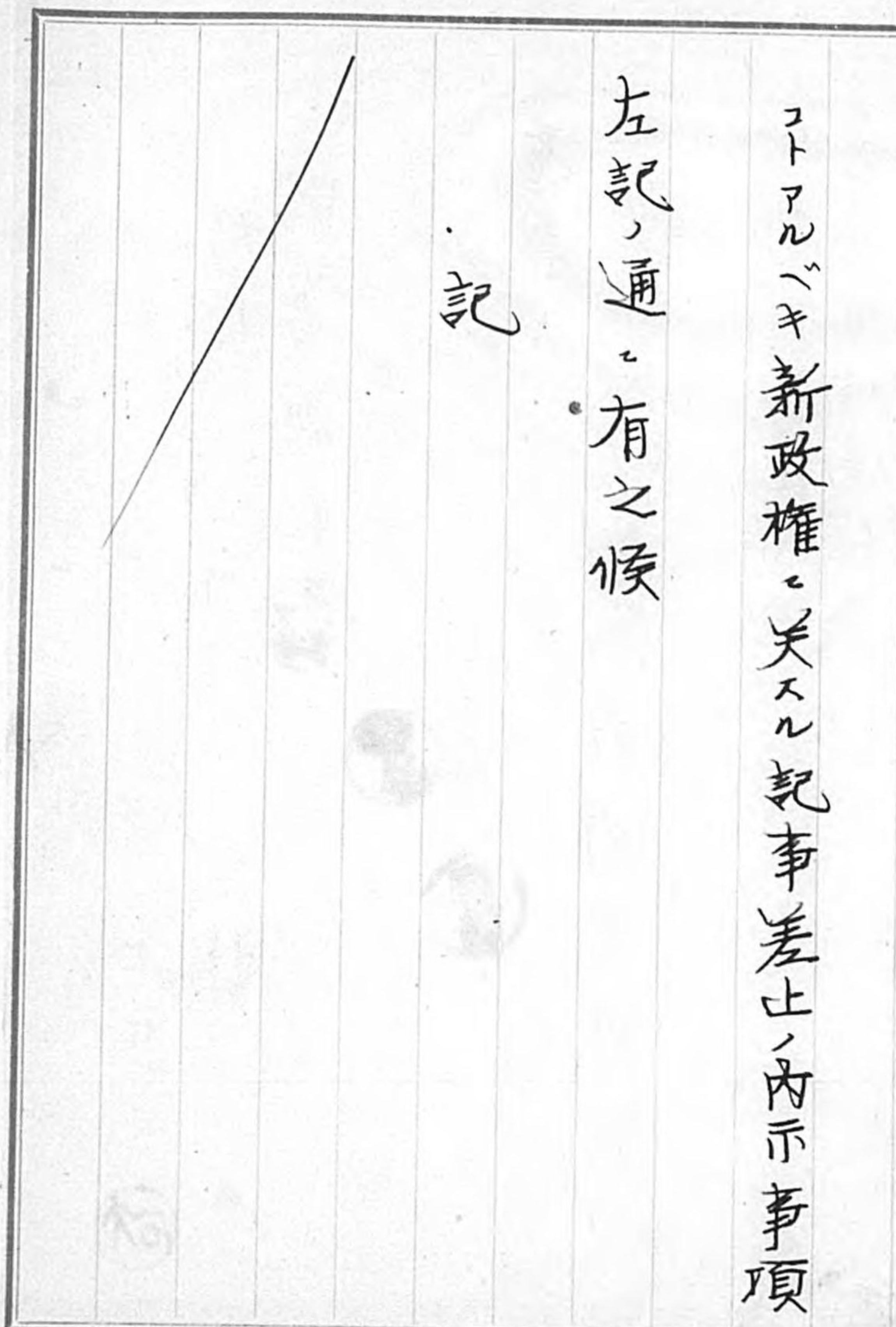
日	
第	第
號	號
送受	送受
月 月	月 月
日 日	日 日

本月三日附通牒、北支に於て今後樹立セラルル

コトアルベキ新政権に关スル記事差止ノ内示事項

左記ノ通ニ有之候

記



一 記事差止の趣旨

此支に於て今後樹立セラルコトアルベキ新政権ニ関し日本政府又ハ先官憲が之に于興し居レルが如ク報道セラルルに於てハ徒々對外的誤解ヲ生ゼシメ又新政权樹立ニ關係アル支那要人ノ氏名ヲ暴露スルニ於てハ此支に於ケル政治工作ノ円満ナル進展ヲ阻害スルに至ル等我國策遂行上極メテ有害ナリト認メラレタルニ

ニ因リ本件記事差出ヲ為シタリ

ニ記事取締ノ要矣

ス北支ニ於テ今後樹立セラルコトアルベキ新政権ニ关スル事項

イ、茲ニ所謂北支トハ黄河流域及冀北、（夫レ以テ）地域ヲ指シ

シ河北、山東、山西、察哈尔、綏遠、河南、六省ヲ

含ムモノナリ

ロ、新政权トハ自治政权ナルト独立国家トヲ問ハズ又

司地的タルト中央的タルトヲ間ハズ新ナル政治形態  
ヲ樹立セントスルモノノ一切ヲ指称スルモノナリ、然レドモ  
一都市又ハ一地方ニ於テ專テ治安維持ノ爲メ應急  
的ニ設ケラレタル治安維持会（例ニハ既設ノ北<sub>京</sub>都  
地方維持会、天津治安維持会、京津治安維持  
会聯合會等ノ如シ）ハ本差止ノ範圍ニ屬セザルモノ  
トス



ハ本差止ハ今後樹立セラルルコトアルベキ新政权ニ关スル

モノコレテ既ニ設立ヲ見タル地方的自治政府（例ハ

冀東防共自治政府、察南自治政府、晋北自治

政府、蒙古聯盟自治政府、蒙疆聯合委員会

等ノ如シ）ニ关スル本差止ノ範圍ニ属セザルモノトス、

然レドモ之等ニ対シ日本政府又ハ出先官憲が<sup>直接</sup>

于與シ居リト為スガ如キハ現下ノ情勢上徒ニ対

外的誤解ヲ招来シ我國策遂行上有害ニシテ一般  
安寧上ノ見地ヨリ黙過シ得ザルハ當然ノコトナリ

ニ本差止ハ新政権即チ新メナル政、治、形、態、ノ樹立ニ

关シテ我方ガ于興シテニホルモノヲ取締ルモノニシテ單ニ

文化、経済、産業、交通（鉄道ノ新建設線ニ

关シテハ軍機軍界上陸軍省令ニ依リ取締

ヲ要スルモノアリ）等、部門ニ於テ我方ガ指導ヲ又

ハ援助ヲ為シツ、アリトスルモ右ハ本差止ノ範圍ニ

屬セザルモノトス（北支ニ於ケル通貨、金融及財政ニ

作ニ关スル事項ニ付テハ本年九月二十七日附記事

差止ニ依リ取締ヲ要ス）

之、日本政府又ハ出先官憲ガ之ニ于與シ居リト為スガ

如キ事項

不、出先官憲トハ軍部其ノ他、官憲ヲ指称ス

ルモノコレテ從テ日本人が單ニ他人ノ資格ニ於テ新  
政叔樹立ニ參与シツ、アリト為スモ問題トセズ但  
ニ他人的資格ニ於テ參與シツ、アリトスルモ其ノ者  
が日本政府ト直接關係アリト認メラル、場合ハ日  
本政府が于與シツ、アルヲ推知セシムル場合多クナル  
ベキヲ以テ特ニ留意スルヲ要ス  
只于與トハ我方ニ於テ積極的指導ヲ權ヲ把握シ

新政权ノ樹立ニ关シテ干涉又ハ画策シツ、アリト為ス  
ガ如キハ勿論新政权樹立ニ対シテ側面的援助ヲ為  
シツ、アリト記スルガ如キモノヲ<sup>モ</sup>包含ス

我方ガ何等ノ于與ヲ為サズ、單ニ北支民衆ニ依ル  
自然發生的新政权ノ樹立ヲ<sup>モ</sup>為スルモ善支

ナシ

又佯人的意見(社説等ニ多シ)ヲ以テ新政权ノ

樹立ニ関シ指道寸乃至援助ヲ主張スルモ日本政府

ガ現ニ干與シツ、アル<sup>ガ</sup>如キ論述ヲ爲ササル限リ差文ナシ

3. 新政权ニ関スル支那側要人ノ氏名

ニ新政权ニ関係ナキ要人ニ付テハ<sup>固</sup>ヨリ差文ナシ

日本<sup>項</sup>ニ要人ハ其ノ氏名ニシテ氏名ヲ記載セザル

ル限リ其ノ動靜等ヲ報道寸スルモ差文ナシ、但シ

其ノ氏名ヲ記載セズト虽モ閱歴、特徴等ヲ記

スルストニ依リ一讀直子ニ其ノ何人タルヤヲ察知シ得

ラルル如キモノニ対シテハ取締ヲ要スル場合アリ

ハ現在ノ處新政权ニ关系アリトセラル、支那要人左、

如シ

尚右以外ノ人物ヲ恰モ新政权樹立ニ关系アルガ如ク

記述スルモ<sup>右ハ</sup>單ニ臆惻的記事ニ過ギザルヲ以テ取

締ヲ要セス

陸

軍

昭和拾貳年三月參日

養正支那要人氏名

周作民、張孤(岱杉)、江朝宗(宇澄)、孫圓林、  
 殷同(桐馨)、高凌霄(澤翁)、王克敏(叔魯)、  
 靳雲鵬(蕙卿)、吳鼎昌(達銓)、朱深(博淵)、  
 吳震修、張公權、唐麟、王季文(乃昌)、王揖唐、  
 崔廷獻(文徵)、李思浩、曹汝霖(潤田)、  
 齊燮元(撫萬)、何其莘(克之)、湯爾和、  
 南桂馨(佩蘭)、

計二十二名



圖書課長評

事務官

官

圖書課官

大臣、次官、局長報告案

記事差止ヲ為シタル理由（外務省依頼）

一、記事差止ノ趣旨

此文ニ於テ今後樹立セラル、フトアルベキ新政權ニ関シ日本  
政府又ハ出先官憲ガ之ニ関與シ居レルカ如ク報道セシムル

ニ於テハ後ニ對外的誤解ヲ生ゼシメ又新政權樹立ニ關係スル

支那要人ノ姓名ヲ暴露スルニ於テハ此支ニ於ケル政治工作等

ニ重大ナル障害ヲ生ゼシメ<sup>ル等</sup>我國策遂行上有害ナリト認メ

ラレタルニ依リ本件記事差止ヲ為シタルモナリ

差止（十二）第七三號

昭和十二年十二月三日

内務省警保局長

警 視 總 監 殿  
各 廳 府 縣 長 官 殿

新聞記事差止ニ關スル件

北支ニ於テ今後樹立セララルコトアルベキ新政權ニ關スル左記事項  
ニ付テハ之ヲ推知シ得ルガ如キ事項ト雖外務省發表以外一切之ヲ新  
聞紙ニ掲載セザル様管下各主要日刊社（外字紙ヲ除ク）ニ示達相成  
度

記

- 一、日本政府又ハ出先官憲ガ之ニ干與シ居レリト爲スガ如キ事項
- 二、新政權ニ關係アル支那要人ノ氏名

記事差止ヲ爲シタル理由（外務省依頼）

一、記事差止ノ趣旨

北支ニ於テ今後樹立セララルヽコトアルベキ新政權ニ關シ日本政  
府又ハ出先官憲ガ之ニ關與シ居レルガ如ク報道セシムルニ於テ  
ハ徒ニ對外的誤解ヲ生ゼシメ又新政權樹立ニ關係アル支那要人  
ノ氏名ヲ暴露スルニ於テハ北支ニ於ケル政治工作等ニ重大ナル  
障害ヲ生ゼシムル等我國策進行上有害ナリト認メラレタルニ依  
リ本件記事差止ヲ爲シタルモノナリ

丙

日月付受及號局管主

月送受及號局議合

第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

案起

昭和十二年十二月二十二日

施行

月 日

主任



局長

圖書課長

事務官

理事官

差止内示第二二号

警保司圖書課長

警視庁 檢閲課長

各片符具特高課長宛

新聞記事差止事項内容内示ニ关スル件

記事差止ヲ爲シタル理由（外務省依頼）

一、記事差止ノ趣旨

北支ニ於テ今後樹立セララルコトアルベキ新政權ニ關シ日本政  
府又ハ出先官憲ガ之ニ關與シ居レルガ如ク報道セシムルニ於テ  
ハ徒ニ對外的誤解ヲ生ゼシメ又新政權樹立ニ關係アル支那要人  
ノ氏名ヲ暴露スルニ於テハ北支ニ於ケル政治工作等ニ重大ナル  
障害ヲ生ゼシムル等我國策遂行上有害ナリト認メラレタルニ依  
リ本件記事差止ヲ爲シタルモノナリ

丙

日月付受及號局管主

月送受及號局議合

第	第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號	號
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日

案起

昭和十二年十二月二十二日

施行

月 日

主任



局長

圖書課長

事務官

理事官

差止内示第二二号

警保司圖書課長

警視庁 検閲課長

各片符具特高課長

新聞記事差止事項内容内示ニ关スル件

日	
第	第
號	號
送受	送受
月	月
日	日

本月三日附通牒、北支ニ於テ今後樹立セラルコトア  
 ルベキ新政権ニ关スル記事差止ニ付テハ本月六  
 日附差止内示第十九号ヲ以テ其ノ内卷内示發  
 候處本差止發令當時ニ於テハ新政権樹立  
 ノ基礎工作進捗ノ途上ニ於テハ從<sup>ツテ</sup>而<sup>テ</sup>之ガ記事  
 取締<sup>ニ</sup>於テハ比較的輕微ナル事項ト虽モ取<sup>ル</sup>



締ヲ受レ候<sup>ナルモ</sup>其ノ後本月十四日北京ニ中華民國  
臨時政府ノ成立ヲ見ルニ及ビ其ノ取締方針モ  
稍ク緩和シ得ルニ至リ候ニ付テハ左記事項御  
旨置ノ上可然記事取締相成度

記

一日本政府又ハ当先官憲ガ于與シ居リト爲スガ  
如キ事項

新政権 ト我口トノ向ノ 對スル我國ノ政治的進歩ニ付企画

院又ハ閣議ニ於テ立案又ハ協議中等極メ

テ抽象的記述トシテハ大体不問ノ方針ナリ

モ其ノ内容ヲ具體的ニ記述スルモノハ嚴重取

締ヲ要ス

（在濟工作ニ关シテハ其ノ内容ヲ具體的ニ記

述スルモ本差止ノ範圍外ニ屬セズ）

後述如ク  
スルモ新政権ニ對シテ  
自ノ自主  
性ヲ侵ルカ如キ

嫌アルモノハ取締ヲ要ス

2、日本政府が新政権と提携、協力し又ハ之ヲ援

助シツ、アルガ如キ記事ハ大体不問ノ方針ナルモ當<sup>該</sup>

記<sup>事</sup>ハ内<sup>務</sup>省<sup>ニ依リ</sup>新政権ノ自主性ヲ疑ハシムルガ如キモノ

換言スレバ傀儡的政権<sup>ナルガ</sup>ト過<sup>ギ</sup>キ<sup>モ</sup>シ如ク思惟セシム

ムルモノハ嚴重取締ヲ要ス例一ハ日本政府が直

接指道<sup>シ</sup>導<sup>ス</sup>育<sup>成</sup>シツ、アリト為スガ如シ

3、日本政府ニ対シ政治顧問ノ推薦方ヲ依頼シ未

り我政府に於て之ヲ推舉シタリト爲スガ如キハ著支ナリ

大体不問ニ附スル方針ナリ

日本政府が新政権ヲ兼認スルガ如キ事項ハ嚴重取締

ヲ要ス

圖書課長  
事務官  
事務官

五月二十一日午前一時五分  
読者部字社整理部 電話

平業

田中事務官に電話指揮の仰り及び中、  
前日「指導」等ノ字句ヲ「提携」「協力」  
等ニ代へ我口か交友の立場ヲ「援助」ニかたキ  
存改、所云云報田中へ

(其差止極細指考照原)

讀流部字社現況参考  
添附

政府は北支新政権之承認ヲ防共及ニ経済提携

ノ徹底ヲ立テ前トシテ

育成ニ由ル方針ノ下ニ

已ニ強権的方針ノ具他の方策ヲ樹テ企畫院ニ

於予略成業ヲ得ん之 至予死ん加 更之防共ノ主  
旨ヲ徹底セリヤん者ニ 經濟工作ト並行シテ 各  
般ノ文化工作ヲ樹立スル 必要ニ迫リテ死ん 即チ  
新政權<sup>院</sup>下ニ於テ 地方行政、警察、稅制  
ノ完備、醫藥ノ普及並ニ 窮民救濟等ノ  
此等政策ヲ 徹底セリヤん 下加 新政權ノ基礎ヲ

確立シ 防共ノ 效果ヲ 望ム上ニ 於テ 極メテ

緊要アリ 之ヲ 具ニ 付テモ 我國ノ 指導者ニ

依リ 必ク 加多イ 政府トシテモ 至急 臣ノ 討

策ヲ 樹立スル 必要アリ 且 十日 閣議ニ 於テ

種々 意見ヲ 交換シ 結果 閣僚 各者ニ 於テ

夫レク 意見ヲ 既 次 同ノ 閣議ニ 内

圖之具申之之ヲ匠礎トシテ具作案ヲ作  
胡也下之ナリ也。

U  
U  
U  
U





第	第	第
號	號	號
送受	送受	送受
月	月	月
日	日	日

記事項ニ付テハ外務省發表以外

七日

主關ナル記事ト一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

主關ナル記事ト之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告 懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

(主要日刊社(外字紙ヲ除ク))

記

一 交渉ノ内容並ニ之ニ関スル論評

二 交渉ニ関スル見透シ

第一電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東廳警務局長

樺太廳警察部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

日月付受及號局管主

月送受及號局議合

第	第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號	號
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日

丙

案起

昭和三十二年十二月七日

施行 月 日

主任



局長

圖書課長

理事官

理事官

差止丙示第 号

警保司 圖書課長

警視庁 検閲課長 宛  
各庁并具特高課長

新聞記事差止事項、内容丙示ニ关スル件

日	
第	第
號	號
送受	送受
月 月	月 月
日 日	日 日

本月四日附通牒、今後、日蘇漁業條約、

关スル記事差止、内示事項左記、通有之

候

A large rectangular frame containing vertical lines for writing. A diagonal line is drawn across the frame from the top right towards the middle left. There are some faint stains and marks within the frame.

一、記事差止、趣旨

日蘇漁業条約、修正交渉ニ关シテハ、目下外務省先

當子ニ於テ之ニ當リツニア<sup>ルガ</sup>近クサ蘇側ヨリ具体<sup>的</sup>案示<sup>シテ</sup>

ル<sup>苦</sup>運<sup>事</sup>ニ<sup>此</sup>時<sup>期</sup>ニ於テ<sup>濫</sup>リ<sup>ニ</sup>交渉<sup>ノ</sup>内容ヲ

暴露シ又ハ之ニ关スル不用意ナル論評ヲ為シ、或ハ

徒ニ揣摩臆測ヲ以テ將來ノ見透ヲ云為スルニ於テ

ハ交渉ノ進捗上重大ナル障害ヲ生ゼシメ、我國ノ不

利ヲ招来セシムル虞アリト認めラレ本件記事差止ヲ  
為シタルモノナリ

二 記事取締ノ要旨

イ 本差止ハ今後ニ於ケル交渉ニ関シ記事掲載ヲ差  
止タルモノニシテ過去ノ経緯等ニ関シテハ差止ノ範圍ニ  
屬セザルモノナリ

ロ 交渉ニ関スル事項ヲ取締ノ対象トスルモノニシテ我



（程前）  
内務省

國、既得權益ヲ論議<sup>（或ハ蘇例ノ不信的態度ヲ論難スルガ如キハ）</sup>  
~~スル~~之亦差止ノ範圍<sup>（或ハ蘇例ノ不信的態度ヲ論難スルガ如キハ）</sup>

言マズ

ハ交渉ノ内容トハ我國ヨリ提出シタル新協定案又ハ蘇側<sup>（蘇）</sup>

ヨリ近ク提示セントスル具體的修正意見其ノ他今後

ノ交渉ニ於ケル會談、取極等、一切ノ内容ヲ指稱スル

モノナリ、又之ニ関スル論評トハ前記ノ諸事項ニ関シ

其ノ適否、得失等ヲ論議批評スルガ如キヲ謂フ

本差止ハ前記ノ如ク交渉ノ内容又ハ之ニ関スル論評ヲ取

締ルモノコレテ從ツテ單ニ交渉ノ當事者、交渉ノ進行

狀況(例ニハ何月何日何所ニ於テ誰々ガ會談ニタリ、

蘇側ノ対案ハ何日我方ニ到着<sup>着</sup>ニタリ等ノ如シ)ニ付テハ

記事掲載差支ナシ

ニ交渉ニ関スル見透シトハ將來到達<sup>ニ</sup>ズキ結果<sup>ニ</sup>

本年解決ノ成否ニ関スル

豫見ヲ為ス<sup>等</sup>ヲ指稱スルモノコレテ必ズシモ交渉ノ内

内務省

若テ前掲ト<sup>スル</sup>モ~~ル~~ユトヲ要セズ 從ツテ例一ハ<sup>テ</sup>文

涉ハ我方<sup>ニ</sup>有利<sup>ニ</sup>展開レツ<sup>テ</sup>アリ<sup>」</sup> 我方又ハ蘇側<sup>解</sup>ハ

讓步セントレツ<sup>テ</sup>アリ<sup>」</sup> 交渉ハ决裂ノ外ナ<sup>レ</sup>ト為<sup>ス</sup>ガ如

キ事項ヲ謂フモノニシテ 特ニ我方ノ樂觀的見透

レノ如キハ蘇側<sup>解</sup>ニ對シ<sup>テ</sup>有利ナル口實ヲ供與スルユト

トナルヲ以テ嚴重ナル取締ヲ要ス

圖書課長

將事務官

理事官

大臣次官局長宛報告案

記事差止ヲ為シタル理由 (外務省依頼)

日蘇漁業条約ノ修正交渉ニ关シテハ目下外務出先當司ニ

於テ之ニ當リツノアルガ近ク蘇側ヨリ具体的対案提示シ来ル

等<sup>ハ</sup>此ノ時<sup>ハ</sup>以テ濫リニ交渉ノ内容ヲ暴露シ又ハ之ニ

关スル不用意ナル論評ヲ為シ或ハ徒ニ揣摩臆測ヲ以テ

將來ノ見透ヲ為スルニ於テハ交渉ノ進捗上重大ナル障害  
ヲ生ゼシメ我國ニ不利ヲ招来セシムル虞アリト認メラレ本件記  
事差出ヲ為シタルモナリ

差止（十二）第七四號

昭和十二年十二月四日

内務省警保局長

警 視 總 監 殿  
各 廳 府 縣 長 官 殿

新聞記事差止ニ關スル件

今後ノ日蘇漁業條約ノ交渉ニ關スル左記事項ニ付テハ外務省發表以外一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各主要日刊社（外字紙ヲ除ク）ニ示達相成度

記

一、交渉ノ内容竝ニ之ニ關スル論評

二、交渉ニ關スル見透シ

憲兵司令部(山本)12.4日午後8時15分

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	植上	12月 日 前夜 7時40分		
大阪府電話	竹沃	"月 "日 前夜 7時45分		
愛知縣電話	油頼	"月 "日 前夜 7時50分		
各廳府縣各殖民地電報		"月 "日 前夜 7時40分		
東京遞信局電話	芦澤	"月 "日 前夜 8時5分		

甲乙ノ種別

案起

昭和十二年十二月四日 局受 月第 日號 局送 月 日

決判 月 日 文書課長 施行 月 日

大臣  
警保局長  
事務官  
次官  
理事官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監  
各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事取締 二關スル件

本日付通牒、今後、日蘇漁業條約

七五

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

1 交渉ニ關スル記事ノ差止事項ニ關シ  
 本日外務省ヨリ發表スル旨、為念

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度  
 ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度  
 之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度  
 之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度



第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東廳警務局長

樺太廳警察部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

日「ソ」漁業條約交渉ノ經過（外務省聲明）

日「ソ」漁業條約ノ修正交渉ハ昨年十一月合意ニ達シタルニ拘ラス  
「ソヴィエト」政府カ間際ニ至テ調印ヲ肯ヘンシナカツタノテ條約  
所定ノ手續ニ依リ條約ノ效力ヲ更ニ本年一杯延長シ其ノ間ニ修正交  
渉ノ完了ヲ計ラサルヲ得ナイコトトナツタ經緯ハ周知ノ通りテアル  
我政府ハ本年春以來機會アル毎ニ「ソヴィエト」政府ノ反省ヲ求メ  
速ニ昨秋兩國間ニ案文ノ確定ヲ見タ新協定案ニ調印ヲ了シ長期ニ亘  
テ漁業ニ關スル紛議ヲ一掃センコトヲ促シタノテアルカ「ソヴィエ  
ト」政府ハ日「ソ」一般關係ヲ云々シ漁業條約交渉ニ之ヲ引掛ケ一  
向話合ノ再開ニ應スル氣配ヲ示サス在再日ヲ經ルニ至ツタ然ルニ本  
年漁期モ終リ當業者ハ來年ノ用意ニ取リカカラネハナラヌ時期トナ  
リ浦潮漁業廳モ十月初來春ノ競賣ニ開設ヲ希望スル漁區ノ申請手續  
ヲ公示シタ、依テ重光大使ハ十月十九日「ソヴィエト」政府ニ對シ  
速ニ昨年來ノ修正交渉ヲ完結シ且ニ兩國間ニ妥結濟ノ新協定案ニ調  
印ヲ了スルコトハ條約上ノ嚴然タル義務ヲアルコトヲ指摘スルト共

事務官

理事官

日「ソ」漁業條約交渉ノ經過（外務省聲明）

（昭和十二年十二月四日）

ハゲヤシ、茶

日「ソ」漁業條約ノ修正交渉ハ昨年十一月合意ニ達シタルニ拘ラス  
 「ソヴィエト」政府カ間際ニ至テ調印ヲ肯ヘンシナカツタノテ條約  
 所定ノ手續ニ依リ條約ノ效力ヲ更ニ本年一杯延長シ其ノ間ニ修正交  
 渉ノ完了ヲ計ラサルヲ得ナイコトトナツタ經緯ハ周知ノ通りテアル  
 我政府ハ本年春以來機會アル毎ニ「ソヴィエト」政府ノ反省ヲ求メ  
 速ニ昨秋兩國間ニ案文ノ確定ヲ見タ新協定案ニ調印ヲ了シ長期ニ亘  
 テ漁業ニ關スル紛議ヲ一掃センコトヲ促シタノテアルカ「ソヴィエ  
 ト」政府ハ日「ソ」一般關係ヲ云々シ漁業條約交渉ニ之ヲ引掛ケ一  
 向話合ノ再開ニ應スル氣配ヲ示サス在再日ヲ經ルニ至ツタ然ルニ本  
 年漁期モ終リ當業者ハ來年ノ用意ニ取リカカラネハナラヌ時期トナ  
 リ浦潮漁業廳モ十月初來春ノ競賣ニ開設ヲ希望スル漁區ノ申請手續  
 ヲ公示シタ、依テ重光大使ハ十月十九日「ソヴィエト」政府ニ對シ  
 速ニ昨年來ノ修正交渉ヲ完結シ幾ニ兩國間ニ妥結濟ノ新協定案ニ調  
 印ヲ了スルコトハ條約上ノ嚴然タル義務ヲアルコトヲ指摘スルト共

ニ「ボチヨムキン」外務委員首席代理（「リトヴィノフ」外務委員  
外國出張中）宛書面ヲ以テ我政府ノ要求ヲ明ラカニシ調印スヘキ新  
協定案文ヲ送付シタノテアル之ニ對シ「ストモニヤコフ」外務委員  
代理ハ政府ヘ報告シ其ノ訓令ヲ待テ回答ヲ約シタ爾後再三西參事官  
ヨリ先方ノ交渉委員タル「カズロフスキ」極東部長ニ催促シタカ  
漸ク十一月二十日ニ至リ「ストモニヤコフ」外務委員代理ハ重光大  
使ニ對シ「ソヴィエト」政府ハ條約ニ基キ新漁業協定ヲ締結スル用  
意ハアルカ昨年兩政府當局間ニ安結シタ案ヲ其儘確認スルコトハ出  
來ナイノテ目下具体的修正意見ヲ取纏メ中テアルト述ヘタ

右「ソ」聯ノ態度ハ帝國政府ノ甚タ意外トシタ所テアルカ兎ニ角一  
應先方ノ具体案ヲ見ルコトトシ西參事官ヨリ「カズロフスキ」極  
東部長ニ先方案ノ急速提示ヲ催促シタトコロカ準備未了ノ趣ヲ以テ  
具体的意向ノ表示ヲ遊延シ次テ十二月一日西參事官ヨリ「カズロフ  
スキ」極東部長ニ對シ重ネテ嚴談シタ處「カ」氏ハ具体案ハ作成  
済ナルカ政府ノ確認カ済マヌカテ未タ提示スル講ニ行カヌト述ヘタ  
斯クノ如キ「ソヴィエト」政府側ノ態度ハ徒ラニ漁業交渉ヲ遊延シ  
當然ナスヘキ條約上ノ新協定調印ノ義務ヲ懈怠シテ居ルモノト解セサルヲ得ナイ

× × × × ×

如斯帝國政府ハ一昨年來ノ漁業交渉ニ當リテハ出來得ル限り協調的  
態度ヲ持シ昨秋一旦兩國間ニ合意成立シ協定案文ノ確定ヲ見タルニ  
拘ラス一ソヴィエト」政府カ調印ニ應セサリシ際モ我方ハ難キヲ忍  
ンテ交渉繼續ニ決シ本年一杯條約ノ効力ヲ延長スル暫定取極ヲ結ビ  
本年ニ入り引續キ新協定ノ調印ヲ督促シタノテアルカ一ソヴィエト」  
政府ハ依然交渉ヲ遷延シテ居ルノテアツテ之ニ對シテモ我方ハ隱忍  
ヲ重ネ一ソヴィエト」政府ノ反省ヲ促シ現ニ根氣強ク新協定ノ調印  
ヲ督促シテ居ルノテアル

帝國政府ハ一ソヴィエト」政府カ帝國ノ公正ナル態度ヲ了解シ日一  
ソ」國交ノ大局ニ鑑ミ速ニ新漁業協定ノ締結ヲ完了センコトヲ茲ニ  
強ク希望スル次第テアル。

墨兵司令部 批本 12月7日台8字15分

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	石川	2月7日 7時5分		
大阪府電話	羽原	2月7日 7時4分		神保町電話 2月7日 9時20分
知縣電話	船橋	2月7日 7時45分		柏市電話 2月7日 9時20分
府縣(殖民地)電報		2月7日 7時5分		宇都宮電話 2月7日 9時20分
東京遞信局電話	石川	2月7日 7時5分		土浦電話 2月7日 9時20分

甲乙ノ種別

七六

案起 昭和十二年十二月七日 局受 月第 日號 局送 月 日

決判 月 日 文書課長 施行 月 日

主查 圖書課長 大坪

警保局長 事務官 田中

大申 理事官 田中

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監 各廳府縣長官 (除東京府知事) 一宛

新聞記事 差止 二關スル件

日支兩國間之於テ停戰、和平解決若ハ

事務官

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

七六

國交調整ニ関シ直接又ハ第三國ノ介入ニ

依リ交渉ヲ為シ若ハ為サントシツ、アルヤノ<sup>件</sup>詭事

ニハ<sup>ハ</sup>関シテハ之ヲ推知セシムルガ如キ事項ト虽モ

外務省發表以外

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ<sup>警告</sup>懸談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

内務省

追而本差止ハ外子新聞社ニハ通達セザル様取扱

相成度



第一電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東廳警務局長

樺太廳警察部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

内務省

圖書課長

直事

官

理事官

大臣次官、局長報告案

記事差止ヲ為シタル理由（外務省依頼）

日支西國間ニ於テ和平解決等ニ関シ交渉ヲ為シ若ハ為

サントシツ、アルヤ、件ニ関シ濫リニ之ヲ報道セシムルニ於テハ支

那側又ハ第三國ヲシテ我國ニ對シ方針ノ見極メヲ為サレメ

西國交渉ニ當リ我方ノ不利ヲ招来シ他西國間ノ

直接交渉之際に悪意ある第三国ヲシテ妨害的策  
謀ニ出テシテ日滿ナル交渉ノ進行ニ障害ヲ生ゼシムル  
虞アリト認メ本件記事差止ヲ為シタリ

差止（十二）第七六號

昭和十二年十二月七日

内務省警保局長

警視總監殿  
各廳府縣長官殿

新聞記事差止ニ關スル件

日支兩國間ニ於テ停戰、和平解決若ハ國交調整ニ關シ直接又ハ第三  
國ノ介入ニ依リ交渉ヲ爲シ若ハ爲サントシツツアルヤノ件ニ關シテ  
ハ之ヲ推知セシムルガ如キ事項ト雖モ外務省發表以外一切之ヲ新聞  
紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

追而本差止ハ外字新聞社ニハ通達セザル様取扱相成度

憲兵司令部山本 12月12日午前11時50分 福岡陸信永 12月12日午前11時30分

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	森田	12月12日 前10時5分		宮城物 森原 12月12日 前10時30分
大阪府電話	市土	12月12日 前10時10分		香川物 岡本 12月12日 前10時40分
愛知縣電話	天野	12月12日 前10時15分		石川物 東野 12月12日 前10時50分
各廳府縣各殖民地電報	相良	12月12日 前10時0分		新潟物 志同 12月12日 前11時
東京遞信局電話	藤	12月12日 前10時20分		北海道 湯川 12月12日 前11時25分
				石川物 岡本 12月12日 前11時40分

案起 77

昭利十七年十二月十日	付局受	月第	日號	局送	月	日
					12	12
					日	日

決判 月 日 文書課長

施行 12月12日 龍

大臣 警保局長 事務官

次官 十二月十二日午前十時電報發信ト同時ニ  
右ブロッケ中心所ニ電話手配ノ事ト

第一電報案

年 月 日 警保局長名

警視廳總監 各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事 取締 二關スル件

中國國民黨員其他關係者檢舉

七七

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

七七

ニ关スル記事ハ本年八月七日附通牒ノ問謀

行為被疑事件檢舉ニ关スル記事差止ニ

抵觸スルモノニ付

干關ナル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ未達相成度

干關ナル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ

警告  
相成度  
（主要日刊社）  
（小字）  
（依テ除ク）

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第一電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關 東 廳 司政印 警務局長

樺 太 廳 警察部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	省及受付月日
警視廳電話	佐藤	12月19日 3時37分	夏目	省 (憲兵司令部) 齊藤 連信局 (平形) 井澤 陸軍部 (吉田) 吉田 陸軍省 (吉田) 吉田
大阪府電話	石川	12月19日 3時45分	YOKA	
愛知縣電話	2川	12月19日 4時10分		
各府縣地電報	佐藤	12月19日 4時10分		
東京遞信局電話	佐藤	12月19日 4時 分		

甲乙ノ種別

七八号

決判	月	日	文書課長
昭利十二年十二月十三日			
施行	12	月	13
		日	日

案起

昭利十二年十二月十三日

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監  
各廳府縣長官 (除東京府知事) 宛

新聞記事差止一部解除ニ關スル件

本月三日附通牒、北支ニ於テ今後樹立セラル

七八



議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

七八

ルフトアルベキ新政権ニ关スル記事差止事項中第二

項<sup>レ</sup>新政権ニ关係アル支那側要人ノ氏名ニ关スル事項

ニ限リ明十四日午前零時ヲ期シ

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告想誠相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東廳警務局長

樺太廳警察部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

宮

12月15日 前6時40分 (P) 和防省(以能) 昭和十五年十二月十五日

區  
警視  
大阪  
愛知  
各府  
各縣  
各支  
東京

發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
12月15日 前6時3分	警視	福(省) 香川(支) 新保(支)
月 日 前6時16分	警視	香川(支) 新保(支)
月 日 前6時15分	警視	香川(支) 新保(支)
12月15日 前6時5分	警視	香川(支) 新保(支)
月 日 前6時12分	警視	香川(支) 新保(支)

甲乙ノ種別

案起

昭和十五年十二月十五日

付局受

月第

日號

局送

月

日

決判

月

日

文書課長

施行

12月15日

行

大臣

次官

警保局長

事務官

理事官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監  
各府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事

差止

ニ關スル件

本月十五日檢舉、着手シタル日本無產

七九

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	月
日	日	日	日

七九

党は日本労働組合全国評議会及所謂  
 労農派一派、治安維持法違反被疑事  
 件に之を关联

上開スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

上開スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第一電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東廳警務局長

樺太廳警察部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

圖書課長

事務官

官

理事官

官

大臣、次官、局長宛報告書

記事差止ヲ為スル理由

本件被檢舉者ハ從來合法的場面ニ於テ活動中ノモノニシテ從ツテ

本件一有檢舉ノ事實ヲ無制限ニ報道セラルルニ於テハ徒ニ人心

ヲ刺戟シ社会不安ヲ醸成セシムル虞メ一面搜查上之障礙

生ゼシムル虞アルニ因リ記事差止ヲ為シタリ

尚本件ハ一應ノ取調ニ終了次第<sup>ノ上</sup>当局ヨリ<sup>其ノ経緯ヲ</sup>發表シ同時ニ差

差止（十二）第七九號

昭和十二年十二月十五日

內務省警保局長

警 視 總 監 殿  
各 廳 府 縣 長 官 殿

新聞記事差止ニ關スル件

本月十五日檢學ニ着手シタル日本無産黨竝ニ日本勞働組合全國評議會及所謂勞農派一派ノ治安維持法違反被疑事件竝ニ之ニ關聯スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

Q

Q

甲乙ノ種別

信月日時	取扱者名	日月付受及號省
18日 前接 8時35分	[Seal]	通信子御己(山幸) 10.10
18日 前接 9時一分		電報局(山幸) 10.10
18日 前接 8時5分		信務局(山幸) 10.10
18日 前接 9時8分		
18日 前接 8時00分		

區  
警視廳  
大阪府  
愛知縣  
各府縣  
各殖民地  
東京遞信

案起

昭和十二年十二月十八日

付局受

月第 日號

局送

月

日

決判

月

日

文書課長

施行

月

日

警保局長

事務官

次官

大臣

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監  
各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事

差止

ニ關スル件

北支開發問題、處理ニ關シ滿鉄社内ニ不滿アリ

八〇

四

務

省



議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

ルヤノ件並ニ之ニ關聯スル事項ニ付テハ對滿事

務局發表以外

上關スル記事、一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

(主筆官刊ニ(外字紙ヲ除ク))

上關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

（起取片ニ付テハ外字紙ニ添キ  
右保心紙合部ニ因運済

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

北支問題ニ關シ滿鐵社内ニ勤惰アルヤノ件差止ノ件

北支問題ニ關シ滿鐵社内ニ勤惰アルヤノ件ニ關スル一切ノ事項ハ一切新聞、通信、雜誌等ニ掲載セザル俟各發行責任者ニ示達相成度

内閣

記事差止ヲ爲シタル理由 (對滿事務局依頼)

北支開發問題ノ處理ニ關シ國策會社タル滿鐵社内ニ政府ノ方針ニ  
不滿ノ者アリ之ニ關スル反對運動ヲ爲シツツアル如ク報道セシム  
ルニ於テハ北支民衆ニ對シテハ勿論、一般對外關係ニ於テモ極メ  
テ惡影響ヲ及ホス虞アルノミナラズ一面現ニ北支ニ於テ鐵道其ノ  
他ノ開發事業ニ從事中ノ同社員約二萬ニ對シ問題ヲ波及セシムル  
虞アル等我國策遂行上重大ナル支障アリト認メテレタルニ因リ本  
件記事差止ヲ爲シタリ